

## 岡崎市都市計画区域外における建築行為に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域をいう。以下同じ。）外で行われる建築行為に関し必要な事項を定めることにより、都市計画区域外における安全安心なまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 建築 法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (3) 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。

### (建築行為に係る届出)

第3条 建築主は、都市計画区域外において延べ床面積が10平方メートル以上の建築物を建築しようとするときは、当該建築を行おうとする日の14日前までに、様式第1号による建築行為に係る届出書を市長に届け出なければならない。ただし、法第6条第1項の規定が適用される建築物の建築及び岡崎市都市計画区域外における開発行為に関する条例（平成17年岡崎市条例第147号）第4条第1項の規定による協議をしなければならない場合については、この限りでない。

2. 市長は、前項に規定する届出書の計画が法第6条第1項の建築基準関係規定に適合していないと認めるときは、当該届出書を届け出た者に対し、その根拠を示して、当該届出書に係る計画を変更すべき旨を指示するものとする。

### (添付図書)

第4条 第3条第1項の計画概要届出書には、次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

| 添付図書の種類 | 縮尺              | 明示すべき事項                                                                                                     |
|---------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付近見取図   | 1/2500          | 方位、道路及び目標となる地物                                                                                              |
| 配置図     | 1/100～<br>1/500 | 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物、擁壁、井戸、公共污水ます、排水設備（岡崎市農業集落排水処理施設条例第2条第4号に規定する設備をいう。）、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の位置並びに農業集落排 |

|       |                 |                     |
|-------|-----------------|---------------------|
|       |                 | 水管の位置               |
| 各階平面図 | 1/100～<br>1/200 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積 |

2. 高さ 2 m を超えるがけ（がけの斜面の勾配が 30 度以下の場合を除く。）に接し、又は近接する場合は、前項の表に掲げる図書のほか次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

| 添付図書の種類 | 縮尺               | 明示すべき事項    |
|---------|------------------|------------|
| 敷地断面図   | 1/100 ～<br>1/200 | その敷地とがけの状況 |

3. 市長は前 2 項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

（指導）

第 5 条 市長は、建築主等がこの要綱に従わない場合は、これを遵守するよう指導することができる。

附則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 22 年 12 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。